

日本工芸産地博覧会2025出展規約

よくお読みいただき、ご了承の上お申込ください。

2025年2月1日

第1項：規約の履行

1. 出展者(共同出展者を含む、以下同)は、以下に述べる各規約および主催者から提示された「出展のご案内」(出展要項、出展時細則等)を遵守しなくてはなりません。これらに違反したと主催者が判断した場合、主催者はその時期を問わず出展申込の拒否、出展の取り消し、ブース・展示物・装飾物の撤去・変更、会場からの退去を命じることができ、次回からの出展応募をお断りさせて頂く場合がございます。その際、主催者の判断根拠などは公表しません。また、出展者から事前に支払われた費用の返還および出展取り消し、ブース・展示物・装飾物の撤去・変更によって生じた出展者および関係者の損害も補償しません。

第2項：出展資格

1. 出展者は主催者が定める日本工芸産地博覧会(以下、本博覧会と表記)の開催趣旨に合致する商品・サービスを提供する法人・団体などに限定します。また、主催者は主催者の出展基準に従い、法人・団体、商品・サービスなどが出展に適するか否かを決定する権利を持ちます。下記事例などに該当すると判断した場合には申込受付の保留または出展をお断りする場合があります。また、その際、判断基準、根拠などは公表しません。

【申込受付の保留または出展をお断りする事例】

- ・申込書の記載事項に不備や虚偽の申請などがあった場合
 - ・出展内容が本博覧会の趣旨にそぐわないと判断される場合
 - ・出展者が第三者の権利を侵害していると判断される場合
 - ・来場者や他の出展者などから苦情が予想される場合
 - ・出展者が自ら法的倒産手続きの申し立てをしている、あるいは、申し立てを受けている場合
 - ・出展者が反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の定義する暴力団およびその関係団体等をいう)であること、またはあったことが判明した場合。出展者が出展のために契約する者(施工を委託する者を含むが、それに限らない)が反社会的勢力であることが判明した場合
 - ・その他、著しく出展者として不相応である、もしくは著しく信頼関係が損なわれると判断される場合
2. 出展申込を正式に受理した後でも、出展者が「出展規約」「出展要項」などに従えないと主催者が判断した場合、主催者は出展を取り消す権利を持ちます。
3. 主催者は、疫病などでWHO(世界保健機関)の伝播地域に指定された国・地域からの出展を保留またはお断りす

場合があります。なお、指定国・地域外においても主催者の判断で関連書類の提出を求める場合があります。

第3項：出展申込および出展料の支払い

1. 本博覧会は、主催者指定のホームページ上から行って頂く、『出展申込フォーム』からのお申込を主催者が受理した時点をもって、正式な出展申込受理とします。
2. 主催者が出展申込を受理した後、出展料を請求します。出展者は主催者が定める期日までに指定の銀行口座へお振り込みください。主催者が定める期日までに出品料のお振り込みがない場合、主催者は申込を取り消す権利を持ちます。

第4項：出展キャンセル・返金について

1. 出展申込受理後の出展取り消し・解約は認められません。やむを得ない事情により出展取り消し・解約をする場合は、出展者は書面にて主催者に届け出なければなりません。また、ご入金頂いた金額以上の損害が主催者に発生した場合には、別途、損害賠償を請求することがあります。
2. 出展取り消し・解約をされた場合の取り扱いは、出展募集要項に準じて対応します。

第5項：博覧会の中止について

1. 不測の事態が生じた場合は、主催者、会場(公園)責任者、各関係省庁の協議により、本博覧会の全部または一部の運営を中止、一時中断、再開できるものとします。出展者はこの決定に従うものとし、主催者はこれによって生じた出展者および関係者の損害(出品料・レンタル料他)を補償・返金をしません。

【協議対象となる事象の事例】

- ・気象状況悪化(台風上陸・暴風・暴雨・雷などの警報・注意報発令)
 - ・地震、洪水発生
 - ・火災発生
 - ・熱中症・食中毒などの集団発生(各関係省庁の指導があった場合)
 - ・危険物の発見・爆破予告などの発生
 - ・その他、主催者、会場(公園)責任者、各関係省庁が危険または実施不可能と判断する事象が発生した場合
2. 博覧会の中止、一時中断、再開の決定時期は次に掲げる通りとします。
- ・21日前の社会情勢を加味した判断
 - ・7日前の社会情勢を加味した判断
 - ・イベント前日までの状況判断

日本工芸産地博覧会2025出展規約

よくお読みいただき、ご了承の上お申込ください。

2025年2月1日

- ・イベント当日朝5時(実行委員会スタッフ会場立合い時)
 - ・イベント開催前(開場3時間前・会場周辺の状況により判断)
 - ・イベント開催前(開場1時間前・会場周辺の状況により判断)
 - ・イベント本番中は適宜状況により判断
3. その他不可抗力により全日の開催を中止する場合、別途対応を定めるものとします。

第6項：出展位置の割り当て

1. 出展位置は、主催者が定めるブースの配置、形状に基づき、決定します。出展者は、その結果に従うものとします。
2. 出展者は、主催者が定めた出展スペースを、いかなる理由があってもその全部または一部を、他社と交換・譲渡・貸与などすることはできません。
3. 主催者は、会場ならびに所轄の警察署、消防署、保健所などによる指導・命令や出展申込キャンセルなどがあった場合、出展位置を変更することができます。

第7項：書類の提出

1. 出展申込書提出後に、出展者は主催者から提出を求められた書類を指定期日までに届け出なければなりません。期日に遅れた場合、主催者は出展・申込事項を履行するか否かを決定する権利を持ちます。

第8項：展示・販売に関する規約

1. 申込フォームに記載された法人・団体および商品・サービスなどが出展対象となります。
2. 出展者は、申込フォームに記載された法人・団体および商品・サービスなどの出展内容などに変更が生じた場合、速やかに書面またはメールにて主催者に連絡し、許可を得なければなりません。
3. 装飾・展示物などの搬入・搬出および展示方法、販売内容、販売方法などは、主催者の提供する「出展のご案内」に規定され、出展者はこれを遵守しなければなりません。
4. 出展者は、通路など自社ブース以外の場所で、展示、宣伝、営業行為などを行うことはできません。また、近隣のブースを妨害してはいけません。妨害の有無などは主催者が判断し、出展者はこれに従うものとします。
5. 出展者は、他の出展者の迷惑となる行為を行ってはいけません。その行為が来場者・出展者などに多大な迷惑を

与えていると主催者が判断した場合、主催者はその中止・変更を命じることができます。

6. 出展者は、会場に適用される全ての防火および安全法規・行政指導を厳守しなければなりません。
7. 本博覧会会期中および会期後に来場者・出展者などに対し迷惑のかかる行為(強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害またはそれらに類する行為など)があったと主催者が判断した場合、または飲食物を提供された複数の来場者から、体調不良や食中毒その他疑いのある症状が認められた場合は、主催者は事実確認を行うと共に、販売中止または次回以降の出展申込拒否などの申し入れを行う権利を持ちます。また、出展者はこれに従うものとします。
8. 本博覧会会期中および会期後の出展者と来場者間における、現金の授受を伴う物品やサービスの提供(即売行為)・商談・契約内容などに関して主催者は一切その責を負いません。
9. 出展者が会場内で酒類を販売または試飲提供する場合は、未成年者や車での来場者には提供してはいけません。出展者が酒類を販売または試飲提供したことによって、未成年者の飲酒や車での来場者が飲酒運転などの事件・事故を起こした場合、主催者は一切その責を負いません。
10. 出展者は以下の物の販売を禁止します。

◇ペットなどの動物。

◇賞味・消費期限切れ商品。

◇当日に他の出展者から購入したもの。

◇アダルト商品や著しい暴力表現を含むメディアなど、公序良俗に反するもの。

◇大量生産されているとみなされる商品。

◇権利や資格、携帯電話等、別途契約事項が必要になるもの。

◇盗品やコピー品、刀剣類及び危険物など、法律や条例に違反するもの。また、他社(者)の権利を侵害するもの。※◇キャラクター等をリメイクした作品、もしくは模倣している作品

◇その他、イベントの趣旨に反する商品、主催者が不適切と判断した商品。

※法令・条令違反、権利侵害に関する販売行為については、本博覧会の会場外で行われている場合も、主催者は本規約「1項:規約の履行」を適用する場合があります。

11. 出展者は以下の行為を禁止致します。

A:出展される販売商品及びサービス以外の販促行為。

B:『SALE』や『値下げ』と表記された、サインの掲出

C:テント梁より上部に看板をたてる行為。

D:マイク、拡声器、スピーカーなどの使用。

E:ブース外でのビラ配りや呼び込み。ブース内においても周囲の迷惑になる大声での呼び込み。

F:会場内でのアンケート調査。

日本工芸産地博覧会2025出展規約

よくお読みいただき、ご了承の上お申込ください。

2025年2月1日

以上

第9項：個人情報の取扱いについて

1. 出展者は、展示などを通じて「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守し、適法かつ適切な取得をお願いします。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内での活用をお願いします。必ず「個人情報」の情報主体から「同意」をとってください。
2. 出展者は、展示などを通じて取得した「個人情報」について、法律に定められた「安全管理」を遵守した適切な管理・運営をお願いします。
3. 出展者は、展示などを通じて取得した「個人情報」の情報主体から、「個人情報」の開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去、苦情の訴え などを受けた場合、法令を遵守した適法かつ適切な対応をとってください。
4. 出展者が展示などを通じて取得・管理・運営する「個人情報」の情報主体または情報主体と主張する者との間で、紛争などが生じた場合は、両方で協議して当該紛争の解決にあたってください。主催者はその際、一切の責を負いません。

第10項：損害責任

1. 主催者はいかなる理由においても、出展者およびその雇用者・関係者が展示スペースおよび関連ホームページを使用することによって生じた人および物品に対する傷害・損害などに対し、一切の責を負いません。
2. 出展者はその従業員・関係者・代理店の故意・不注意の如何を問わず、会場内およびその周辺の建築物・設備に対するすべての損害について、ただちに賠償するものとします。
3. 出展された商品・サービスについて出展者と第三者との間に紛争が起きた場合は、主催者は一切その責を負いません。出展者はその費用と責任において、これを解決、処理し主催者には一切迷惑をかけないものとします。万一、主催者に紛争に関連して損害等が発生した場合は、直ちに補填しなければならないものとします。
4. 主催者は、天災、疫病、その他不可抗力の原因による会期の変更・開催の中止によって生じた出展者および関係者の損害は補償しません。
5. 主催者は自然災害・交通機関の遅延・社会不安などによって生じた出展者および関係者の損害は補償しません。

第11項：規約の更新

1. 主催者は本規約を随時変更することができるものとします。本規約を変更した場合、全ての規約事項は変更後の規約に準ずるものとします。また、本規約の変更は、ウェブサイト上で告知されます。